

## 新潟市都市計画審議会公募委員公開抽選実施要領

(趣旨)

第1条 新潟市都市計画審議会の委員の公募に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項に定める公開抽選の公正な実施を目的として、抽選の実施方法について定めるものとする。

(抽選の主催)

第2条 抽選は、新潟市都市政策部都市計画課（以下「主催者」という。）が主催するものとする。

(抽選実施の通知)

第3条 主催者は、あらかじめ要綱第6条に定める第1次選考通過者（以下「応募者」という。）に、抽選日時及び抽選会場並びに抽選方法を通知するものとする。

(抽選の公開)

第4条 抽選は応募者の参加のもとに公開で実施するものとする。

(抽選の方法)

第5条 抽選は抽選器により行い、赤い抽選玉を引き当てた者を当選者とする。

2 抽選当日やむを得ない事由により出席できない応募者がいる場合は、あらかじめ抽選の一切を主催者に委任することができるものとする。

3 抽選日時に応募者が抽選会場に到着しなかった場合は、前項に定める抽選の委任をした場合を除き失格する。

(抽選の手順)

第6条 抽選は、次の手順で行う。

(1) 主催者は、到着順に出席者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。（第5条第2項により主催者に抽選を委任した者は、名簿末尾に委任状提出順に登載するものとする。）

- (2) 主催者は、抽選に先立ち抽選方法を説明する。
- (3) 当日出席した応募者全員で、抽選器が空であること及び抽選玉が応募者の人数分であることを確認した後、主催者は抽選器をセットする。
- (4) 応募者は、主催者の抽選開始の合図により、出席者名簿登載の順に抽選を行う。
- (5) 主催者は、赤い抽選玉を引き当てた者が4名出た場合は、直ちに抽選を終了するものとする。

(当選者の記録)

第7条 主催者は、抽選により当選者が確定した場合は、抽選結果を名簿に記録し、当選者以外の応募者1名から名簿末尾に確認の署名を受け、公募委員の任期中保管する。

(抽選結果の通知)

第8条 主催者は、速やかに応募者全員に抽選結果を通知するものとする。

(抽選状況の報告)

第9条 主催者は、抽選の実施後速やかにその結果を市長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成16年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月7日から施行する。